

多摩市民間提案制度
募集要項

令和2年11月

多摩市

1 趣旨

多摩市では、行政課題や地域課題の解決のため、公民連携に取り組んでいます。その代表的な手法として、民間事業者様(以下、「事業者」という)からの提案に基づく事業実施“民間提案”を積極的に受け入れ、独自性・有効性のある提案を行った事業者と実証実験を行うなどして個別に進めてきました。

これまで、随時事業者からの提案を受け付けておりましたが、今年度からは、新たに「募集テーマ」や「募集期間」を定めた上で、民間提案の募集を開始します。

市で設定したテーマに基づく提案をいただく「テーマ型」と、テーマをしぼらず新たな提案をお願いする「フリー型」の2つの形式で募集し、企画・立案の段階からの公民連携で、更なる市民サービス向上に取り組みたいと考えています。

2 募集事業

(1) 事業の要件

多摩市が受け付ける提案は原則以下のとおりとします。

- ① 法令により、市が直接実施すべき事業とされていないこと
(法令で可能とされるものでも、市が直接実施すると判断するものは対象外)
- ② 市、市民のいずれにもメリットがあること
- ③ 提案時だけでなく、事業開始時点においても独自性がある等、長期的視点をもつもの
- ④ 市、市民にとって新たな負担増とならないこと

※市の財政負担増とならないものを原則としますが、予算化を伴うことでより効果が発揮できるものは、トータルコストの削減を条件として個別検討します。

(2) 課題内容

多摩市がもつ課題の解決につながる提案を募集します。(同一の事業者が複数の提案をすることもできます。)

テーマ型	テーマ題名	提案想定例
①	公共施設等を活用した新製品やサービスの開発	<ul style="list-style-type: none">➤ 什器や家具等における利用者へのモニター調査等を実施し、ニーズに合った商品開発を行う➤ 入退出管理システムの開発など、不特定多数の方が入退場する公共施設におけるIT技術の開発や利活用 など
②	公共施設等における効率的な樹木等の管理	<ul style="list-style-type: none">➤ 長期契約等による植栽管理計画の立案➤ 心地よく効率的な植栽計画への共同研究➤ SNSやアプリ等を活用した、連絡窓口機能の開発研究➤ 市民等を対象とした樹木剪定体験会の試行実施 など

フリー型	多摩市が現在計画中の事業に関するものや、新規ビジネスの構築、新技術の実証実験など、多摩市の行政課題解決に向けた提案
------	---

テーマ型の対象施設は令和4年4月に開館予定の【多摩市立市民活動・交流センターおよび多摩市立多摩ふるさと資料館】をメインにテーマ設定したのですが、その他の施設への提案もお待ちしております。

※当該施設は、現在指定管理者の審査選定を実施中です。提案採用の際には、市や指定管理者との調整が別途必要となる旨ご了承ください。詳細は、指定管理者募集要項および関連ページをご参照願います。

3 スケジュール

令和2年 12月25日(金)	提案書の提出締切
12月25日(金)まで	現地見学会 (要調整:希望者は下記までご連絡願います)
令和3年 1月中	提案事業者との対話
1月～2月	実施案件の決定
2月末	個別事業調整

4 採択事業に関する市の支援について

(1) 事業実現に向けた支援

市は当該事業を実施するにあたり、関係機関との協議・調整にかかる窓口紹介や相談等の支援を行います。

(2) 広報活動の支援

市は当該事業に対し、市の媒体を活用した広報を行います。

5 応募資格

民間提案を行うことができる者は、提案を事業化する場合に実施主体となる意志がある事業者(企業や団体等。ジョイントベンチャー¹やコンソーシアム²による場合も含む。)とします。また、次の項目全てを満たすものとします。

- (1) 提案事業者等が事業に必要な免許又は資格等を備えていること。
- (2) 応募時点で提案事業者及びジョイントベンチャー、コンソーシアムの構成員が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 会社更生法に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者(ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない)
 - ② 多摩市指名停止基準に基づく入札参加資格者の指名停止の処分を受け、指名停止期間中の者
 - ③ 既に納期が到来している市民税又は法人市民税等に未納又は滞納がある者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団または暴力団と密接な関係にある団体等
- (3) 提案内容の公表の時期や範囲等に関して、市と協議のうえ必要な協力・調整ができること。
- (4) 市との対話に参加し、提案内容の説明や質疑応答に対応できること。

¹ ジョイントベンチャー(合弁企業): 複数の企業が互いに出資し、新しい会社を立ち上げて事業を行う企業体のこと。

² コンソーシアム(共同事業体): 2つ以上の個人、企業、団体(あるいはこれらの任意の組合せ)から成る団体であり、共同で何らかの目的に沿った活動を行うなど、共通の目標に向かって資源を蓄える目的で結成される事業体のこと。

- (5) 採択された場合、事業を速やかに開始し、市と協議のうえ必要な協力・調整ができること。
- (6) 個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び多摩市個人情報保護条例(平成11年多摩市条例第1号)その他の関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うこと。
- (7) 政治的・宗教的な提案を含まないこと。
- (8) 公序良俗に反する提案を含まないこと。

※上記応募条件を明らかに満たさない応募者の提案は内部審査の対象としません。また、採択後に上記条件を満たさないことが判明した場合、採択を取り消す場合があります。

※事業の着手は原則として事業採択後に可能となります。

6 応募方法

- (1) 提案書の提出(期限:令和2年12月25日(金)17時)

次の書類①②をデータで事務局へメール提出してください。

(②は、必要に応じて提出することができます。)

① 提案様式

② 参考資料(様式自由)

※提出された書類は、審査以外の目的には使用いたしません。(ただし、情報公開条例にもとづく公開請求があった場合を除きます。)

※提出書類の様式は下記多摩市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.tama.lg.jp/0000012181.html>

7 その他留意事項

- (1) 公募の承諾

提案事業者は、提案様式の提出をもって本募集要項の記載内容等を承諾し、応募する意思を示したものとみなします。

- (2) 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案事業者の負担とします。

- (3) 著作権

提案書の著作権は提案事業者に帰属します。但し、市は結果の公表等、必要な範囲で提案書等を使用することがあります。事業の実施により生じた成果物の帰属は、必要に応じて協議して定めます。

- (4) 提案書等の取り扱い

提案書その他提案事業者から提出された書類は返却しません。

8 事務局(お問い合わせ先・提案書提出先)

担 当: 多摩市 企画政策部 行政管理課 公民連携係
住 所: 〒206-8666 多摩市関戸6-12-1 (多摩市役所3階)
電話番号: 042-338-6941

E-mail: tm035000@city.tama.tokyo.jp